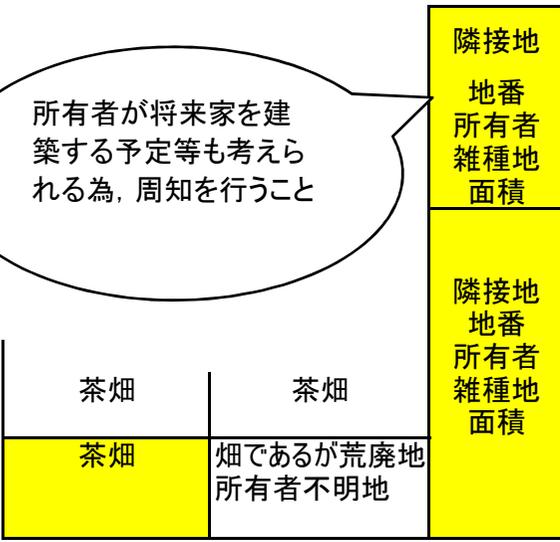


地籍図の凡例 及び 周知範囲の例 その1 (資材搬入路の沿道沿いにも周知する)

周知範囲

※地籍図には地番, 所有者, 地目, 面積を記載すること。また, 計画地は赤色太線で囲むこと。

所有者が将来家を建築する予定等も考えられる為, 周知を行うこと



農道



台風による倒木等により相談しなければならない場合も考えられる為, 事前に周知を行うこと

計画地を赤色太線等で表示すること

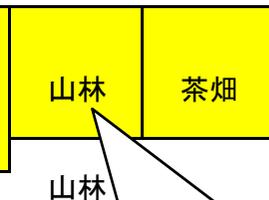
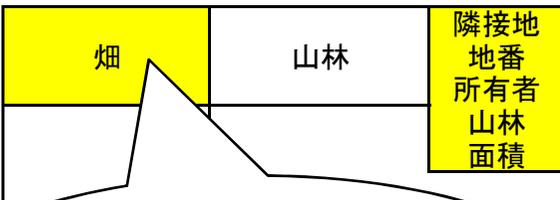


市道

砂利道

市道

市道



農道等を資材搬入路と使用する場合は, 沿道の耕作者等に使用する上での粉塵対策及び離合箇所等を相談する場合もあるため, 周知を行うこと

空き家であるが, 借家として利用する場合も考えられる為, 所有者へ周知を行うこと

工事車両の通行に支障のある枝の伐採をするために承諾を得る必要がある場合は周知を行うこと

資材搬入路の沿道沿いの周知は, 山林の場合においては, 工事車両の通行に支障がある枝, 草等を伐採する場合は承諾を得てから行うため, 周知を行う。なお, 畑等で耕作している場合には, 周知を行うこと。